

学校の部活動に係る活動方針



令和5年4月

日立市立坂本中学校

1 学校教育の一環としての部活動運営

- (1) 部活動は、生涯にわたってスポーツ、文化、科学等に関するライフスタイルを実現する資質・能力を育成し、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するものであることから、学校の教育目標及び経営方針に基づき、計画的に実施する。
- (2) 全職員の共通理解の下、生徒のバランスのとれた生活と成長に配慮するとともに、顧問の指導に係る業務の適正化を図り、学校全体の教育活動として適切な部活動の運営を図っていく。
- (3) 保護者及び地域に対し積極的に部活動に関する情報提供を行い、学校と地域並びに保護者間の共通理解を図る。また、学校としての部活動運営方針について広く発信し理解を求める。

2 部活動運営のための体制整備

- (1) 部活動の方針の策定と公表
 - ア 「学校の部活動に係る活動方針」及び「活動計画」（年間及び毎月の活動計画）を策定し、公表する。
- (2) 部活動の指導・運営に係る体制の構築
 - ア 生徒及び教員の数を踏まえ、生徒の安全確保と指導内容の充実、顧問の指導に係る業務の適正化の観点から、円滑な運営ができるよう部活動数の調整を図っていく。
 - イ 「部活動運営委員会」等を設置し、生徒の発育・発達の段階に応じた適切な練習内容や時間（量）、学校と保護者及び地域との連携方策について、十分な理解と協力を得る。

部活動運営委員会…教職員、保護者、地域関係者、学校医など
 - ウ 校長は、各部の毎月の活動計画及び活動実績を確認し、各部の活動状況の把握に努めるとともに、生徒が安全に活動を行い、生徒及び顧問の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。
 - エ 顧問及び外部コーチ等は、指導に必要とされる基礎的・基本的な知識、科学的なトレーニング理論、合理的でかつ効率的・効果的な指導方法、その他学校教育活動の一環である部活動という視点にたった研修に積極的に参加する。

3 運営や指導にあたっての留意点

(1) 適切な指導の実施

- ア 部活動の指導にあたっては、生徒の心身の健康管理、事故防止、体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- イ 計画的に休養日を設定することや過度の練習はスポーツ障害、外傷のリスク、精神的なストレスを招き、技能や体力の向上につながらないことを理解した上で指導にあたる。
- ウ 「PDCA サイクル」に基づき、最適な運営を目指した工夫・改善に努める。
- エ 顧問は、活動目標、指導方針、出場試合やコンクール等、具体的な練習内容や方法等について、生徒及び保護者に適切に伝える。
- オ 気象庁の高温注意情報が発せられた場合は、原則として屋外の活動を行わない。また、熱中症予防のために、こまめな水分・塩分の補給や休憩など、生徒の健康管理を徹底する。熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、病院への搬送等、適切に対応する。

4 休養日等の設定

(1) 活動時間帯は、平日は放課後2時間程度、週末及び休業日は3時間程度とする。ただし、平日の活動は、月ごとの活動終了時刻までとする。

【平日の部活動終了時刻】(水曜日・金曜日)

4月～7月 (17:55) 9月 (17:25) 10月 (17:10)
11月 (16:40) 12月 (16:25) 1月 (16:40)

【平日の部活動終了時刻】(火曜日・木曜日)

4月～7月 (17:40) 9月 (17:10) 10月 (16:55)
11月 (16:25) 12月 (16:10) 1月 (16:25)
2月始～14日まで (16:55) 2月15日～2月末まで (17:10)
3月 (17:10)

(2) 学期中は週当たり2日以上以上の休養日設ける。(平日は少なくとも1日以上、土曜日及び日曜日(以下「週末」という)はいずれか1日を休養日とする。)

- ア 平日は、月曜日を休養日とする。ただし、月曜日が祝日にあたり、大会等に参加した場合には、その翌日を休養日とする。
- イ 週末に大会参加等で3時間を超えて活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

(3) 長期休業中における休養日の設定は、学期中に準ずる。また、生徒の十分な休養と多様な活動を保障するために、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

(4) 週全体の活動時間は、11時間以内とする。

(5) 原則として朝の部活動は行わない。

※ 総体・新人大会・県北地区吹奏楽コンクールの1ヵ月前からは、保護者の同意を得た上で実施することができる。(大会最終日まで)

(6) 休養日以外に、以下の日は部活動を行わない日とする。

ア 定期テスト前（期末・学年末テスト2日前）

イ 家庭の日（毎月第3日曜日）

ウ 8月12日～8月15日 ※1週間連続した休養日を左の期間の前後に各部において設定

エ 11月13日

オ 12月28日～1月4日

5 学校単位で参加する大会等

※ 1部活動、1ヵ月当たり1大会程度の参加とする。(総体、新人大会を含む)